

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年6月26日
【会社名】	ピー・シー・エー株式会社
【英訳名】	PCA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 文昭
【本店の所在の場所】	東京都千代田区富士見一丁目2番21号
【電話番号】	03(5211)2711
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大江 啓之
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区富士見一丁目2番21号
【電話番号】	03(5211)2711
【事務連絡者氏名】	管理本部長 大江 啓之
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成30年6月22日開催の第38回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成30年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件  
期末配当に関する事項  
当社普通株式1株につき金31円

第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件  
現在在任中の取締役（社外取締役を除く）5名及び常勤監査役1名に対し、それぞれの就任時から本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、総額は135百万円以内として相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給する。  
その支給の時期は、取締役及び監査役を退任する時とし、具体的な支給金額、支給の方法等については、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任する。

第3号議案 取締役の報酬額改定及び長期インセンティブ報酬設定の件  
取締役の報酬額を年額1億円以内から年額2億円以内に改定する。  
当該報酬枠には、基本報酬、賞与等の金銭による報酬のほか、リストラクテッド・ストックとして付与する自社株報酬も含むものとし、報酬の額は、各事業年度における会計上の費用計上額について適用するものとする。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務役員の使用人分給とは含まないものとする。

ア．付与の方法

リストラクテッド・ストックの付与の方法としては、一定期間の譲渡制限を約して自社株を交付する方法（以下、「事前交付型リストラクテッド・ストック」といいます。）と、一定期間経過後に一定数の自社株を交付することを約する方法（以下、「事後交付型リストラクテッド・ストック」といいます。）のいずれの方法（併用を含む）によるかについては、取締役会の決議に一任することとする。

イ．付与対象者

社外取締役を除く取締役とする。

ウ．リストラクテッド・ストックにかかる報酬の額

リストラクテッド・ストックにかかる報酬の額（会計上の費用計上額）は、1事業年度あたり5,000万円を上限とする。

エ．リストラクテッド・ストックとして交付する株式の数（事後交付型リストラクテッド・ストックにあつては交付を約する株式の数）

1事業年度あたり5万株を上限とする。

当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整される。

オ．株式の交付方法

株式の交付は、自己株式の処分により行うことを予定しており、その1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

株式の交付にあつては、当該株式の取得に要する資金に充てるための金銭報酬債権を支給し、当該金銭債権の現物出資により株式の交付を受けるものとする。ただし、報酬枠との関係では、金銭報酬債権の額面及び支給時期にかかわらず、当該リストラクテッド・ストックにかかる報酬費用の計上に対応する各事業年度の報酬枠が適用される。

カ．付与契約の内容

リストラクテッド・ストックの付与にあつては、当社と取締役との間で、継続勤務条件その他の権利確定条件、当社が組織再編行為を行う場合の取扱いその他の条件について取り決めを行うが、その詳細につきましては、取締役会の決議に一任する。

(3)当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	株主総会前日までの議決権行使	株主総会当日出席による議決権行使	議決権行使合計
議決権行使数	20,304個	30,914個	51,218個

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の配当の件	50,601	615	0	(注)1	可決(98.79%)
第2号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金打切り支給の件	46,910	4,307	0	(注)1	可決(91.58%)
第3号議案 取締役の報酬額改定及び長期インセンティブ報酬設定の件	46,961	4,257	0	(注)1	可決(91.68%)

(注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会の前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません

以上